

金融機関の預金者に対する預金口座の取引経過開示義務の有無および共同相続人の一人による当該開示請求の可否

(最判平成 21 年 1 月 22 日民集 63 卷 1 号 228 頁)

数 野 昌 三
実践女子大学人間社会学部

1. 問題の所在

共同相続人中の一人による被相続人名義の預金口座に関する取引経過の開示請求につき、金融機関に開示義務があるか否か、下級審判決の判断は分かれていた。たとえば、東京地判平成 14 年 8 月 30 日（金融法務事情 1678 号 65 頁）によれば、「預金契約は消費寄託契約と解されるところ、消費寄託契約につきその種の義務を定めた規定は存在せず、銀行法その他法令を見ても、かかる義務を定めた規定は存在しない」ということを理由に、預金口座の取引経過の開示義務を否定した。そして、その控訴審である東京高判平成 14 年 12 月 4 日（金融法務事情 1693 号 98 頁）は、預金契約の法的性質について「すべて純然たる消費寄託契約関係にとどまるものというべきか、全く疑義が残らない場合ばかりではない」としながらも、預金口座の取引経過の開示を受ける得る地位について、「この地位は、預金者すなわち預金契約当事者としての地位に由来するものであり、このような預金契約当事者としての地位は、一個の預金契約ごとに一個であって、これを可分のものと観念することはできないから、預金者を被相続人とする共同相続人の一人は、いまだ遺産分割等が行われていない段階においては、単独でその地位を取得するに至らず、したがって、そのような相続人は、単独で銀行に対しその開示を請求したとしても、銀行がこれに応じないときには、強制的に銀行をしてその開示をなさしめることはできないものといわざるを得ない」として、共同相続人の一人からの預金口座に関する取引経過の開示請求を否定した。

これらに対して東京地判平成 15 年 8 月 29 日（判例時報 1843 号 85 頁）は、「預金者が、銀行に対し、取引履歴の開示を求めた場合にも、銀行は可能な限度において、取引履歴を開示すべき義務を負い、…この義務は、明示の条項はないものの、…預金契約の内容に照らし、預金契約に当然に付随する契約上の義務である」とした。そして、共同相続において、預金債権の相続分に応じた分割取得を前提として「単独の預金者である各相続人は、銀行に対し、預金残高のみにとどまらず、自己の預金に関する取引履歴の開示を求める権利を有し、銀行はこれを開示すべき契約上の義務を負うとするのが相当である。そして各相続人の有する預金に関する取引履歴は、被相続人の有していた預金に関する取引履歴そのものであるから、結局、各相続人は、銀行に対し、

被相続人名義の預金につき取引履歴の開示を求める請求権を有することができる」として、当該開示請求を肯定した。そして、大阪高判平成15年9月18日（金融法務事情1693号86頁）は、共同相続人間の相続紛争ではないが、罷免した元宗教法人の代表者名義の預金につき、不当利得返還請求権の前提として開示を請求したものであり、「預金者が入出金の明細について情報の開示を求めた場合は、金融機関は、預金契約に付随する義務として、出納義務に限らず、その取引の全体について開示すべき義務がある」と判示し、当該開示義務を肯定した。

このような状況の下、最高裁判所平成17年5月20日決定（金融法務事情1751号43頁。以下、「平成17年決定」という。）がなされたのである。この平成17年決定は、前述の東京高判平成14年12月4日の上告審であり、上告受理申立てを不受理としたため、最高裁判所は、開示義務につき否定説に立つと一部には受け止められていた¹⁾。しかし、当該上告受理の申立てが、民事訴訟法318条1項の「法令の解釈に関する重要な事項を含む」という受理要件を充足していないと判断したにとどまり、実体的な判断をしたものではなかった。平成17年決定を掲載した金融法務事情1751号44頁においては、「預金契約を委任ないし準委任類似の契約関係と見ることができるときに、預金者による預金口座の取引経過明細開示請求権が認められるか否かについては射程が及んでいないことに注意が必要である」とコメントされたり、同様に判例時報2034号30頁においても「不受理決定は上告受理申立ての理由中法令の解釈に関する重要な事項が含まれているとは認められないという判断に過ぎず、当該事件の法律問題につき最高裁としての判断を示したものではないから、判例としての意義、効力を有するものではない」ともコメントされている。

前述のような経過の中、最高裁判所の判断が待たれていたところ、最判平成21年1月22日は、預金の法的性質について、委任事務ないし準委任事務を含むものであることから、金融機関は、預金契約に基づき、預金者の求めに応じて預金口座の取引経過を開示すべき義務を負うとし、また、預金者の共同相続人の一人が被相続人名義の預金口座についてその取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができる」と判示したのであり、下級審判決の分かれていた部分につき、最高裁判所として一定の判断を示したものであり、金融機関の実務においても大きな意義を有するものである。

2. 本件事実の概要と判旨

(1) 本件事実の概要

X（原告・控訴人・被上告人）の父Aは、平成17年11月9日死亡したが、当時、Y信用金庫（被告・被控訴人・上告人）に普通預金口座1口と定期預金口座11口を有していた。そして、Xの母Bは、平成18年5月28日に死亡したが、当時、同信用金庫に普通預金口座1口と定期預金口座2口を有していた。そのため、共同相続人の一人であるXが、Yに対して、B名義の各預金口座について、平成17年11月9日から平成18年2月15日までの取引経過の開示を求めた。しかし、Yは、他の共同相続人全員の同意がないとしてこれに応じなかった。そのため、XはYに対して取引経過の開示を求め本訴を提起した。

(2) 第1審判決（東京地判平成18年11月17日民集63巻1号238頁～240頁）

Xは、Bの共同相続人の一人として、Bの預金口座について、預金先であるYに対し、取引経過明細の開示を求めるものであるが、預金者の共同相続人であるXが、Yに対し上記開示を強制することができるかと解すべき法律上の根拠はないとして、前述の最高裁判所第三小法廷平成17年決定を引用し、Xの請求を棄却した。

そのため、Xは、B名義の預金口座に関する取引経過の開示請求に加え、A名義の預金口座について、平成17年11月8日および翌9日までの取引経過の開示を追加し、相続分請求や相続税算出ができないとして控訴した。

(3) 原審（東京高判平成19年8月29日民集63巻1号241頁～246頁）

原審は、「預金者が金融機関に対し、自己の預金口座の取引経過の開示を請求する権利を有することを規定している法令はなく、Yの各預金規定にもその旨の定めはない」が、預金契約の性質上、「Yは、預金者から取引経過の開示を求められた場合には、その開示要求が濫用にわたると認められるなどの特段の事情のない限り、…預金契約に付随する義務として、信義則上、預金取引経過を開示すべき義務を負うものと解すべきである」と判示した。

そして、次に、「預金債権のような金銭債権は可分債権であるから、各相続人は、相続の開始により、相続分に応じた割合で預金債権を分割承継し、直ちに単独でこれを行使することができる。したがって、相続開始後は、各相続人は、その相続分に応じ、それぞれ単独の預金者として金融機関に対し預金債権を有していることになる。そうすると単独の預金者である各相続人は、…預金者として、金融機関に対し、預金残高のみにとどまらず、自己の預金に関する取引経過の開示を求める権利を有し、銀行はこれを開示すべき契約上の義務を負うこととなる。そして、各相続人の有する預金に関する取引経過には、相続開始前、すなわち、被相続人が預金者であった当時の預金に関する取引経過が当然に含まれるから、結局、各相続人は、金融機関に対し、被相続人名義の預金について取引経過の開示を求める請求権を有すると解すべきである」と判示した。

これに対してYは上告受理の申し立てを行った。

(4) 本件判決（最高裁判所平成21年1月22日判決民集63巻1号228頁～238頁）

「預金契約は、預金者が金融機関に金銭の保管を委託し、金融機関は預金者に同種、同額の金銭を返還する義務を負うことを内容とするものであるから、消費寄託の性質を有するものである。しかし、預金契約に基づいて金融機関の処理すべき事務には、預金の返還だけでなく、振込入金受入れ、各種料金の自動支払、利息の入金、定期預金の自動継続処理等、委任事務ないし準委任事務（以下「委任事務等」という。）の性質を有するものも多く含まれている。委任契約や準委任契約においては、受任者は委任者の求めに応じて委任事務等の処理の状況を報告すべき義務を負うが（民法645条、656条）、これは、委任者にとって、委任事務等の処理状況を正確に把握するとともに、受任者の事務処理の適切さについて判断するためには、受任者から適宜上記報告を受けることが必要不可欠であるためと解される。このことは預金契約において金融機関が処理す

べき事務についても同様であり、預金口座の取引経過は、預金契約に基づく金融機関の事務処理を反映したものであるから、預金者にとって、その開示を受けることが、預金の増減とその原因等について正確に把握するとともに、金融機関の事務処理の適切さについて判断するために必要不可欠であるといえることができる。

したがって、金融機関は、預金契約に基づき、預金者の求めに応じて預金口座の取引経過を開示すべき義務を負うと解するのが相当である。

そして、預金者が死亡した場合、その共同相続人の一人は、預金債権の一部を相続により取得するにとどまるが、これとは別に、共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づき、被相続人名義の預金口座についてその取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができる（民法 264 条、252 条ただし書き）というべきであり、他の共同相続人全員の同意がないことは上記権利行使を妨げる理由となるものではない。

Y は、共同相続人の一人に被相続人名義の預金口座の取引経過を開示することが預金者のプライバシーを侵害し、金融機関の守秘義務に違反すると主張するが、開示の相手方が共同相続人とどまる限り、そのような問題が生ずる余地はないというべきである。なお、開示請求の態様、開示を求める対象ないし範囲等によっては、預金口座の取引経過の開示請求が権利の濫用に当たり許されない場合があると考えられるが、X の本訴請求について権利の濫用に当たるような事情はうかがわれない」と判示し、Y の上告を棄却した。

3. 検討

本件判決の具体的な争点は、(1) 金融機関は、預金者に対して預金口座の取引経過開示義務を負うか否か、(2) 預金者の共同相続人の一人が、被相続人の預金につき取引経過の開示を請求することができるか否かという点に大別することができる。

(1) 金融機関の預金者に対する取引経過開示義務について

1) 預金契約の法的性質

預金契約の法的性質につき伝統的な見解によると、預金者と銀行との間の法律関係は、消費寄託という契約典型に属するものと理解してきたのであり、今日においても、一般的に、消費寄託とみるのであって、この点、通説であるといつてよい²⁾。けだし、消費寄託は、普通の寄託のように目的物保管のために他人の労務を利用するという要素は少ないが、目的物の有する価値を、寄託者が自分で保管する危険を避け、受寄者にその保管を寄託することを目的とするという意味で、寄託の一種と解して妨げず、銀行その他の金融機関に金銭を預入するのは、いうまでもなく、消費寄託であるとす³⁾。ところが、預金契約の基本的な法的性質を消費寄託契約と解すると、消費貸借の規定が準用され（民法 666 条 1 項）、委任契約における事務処理状況についての報告義務が認められず、取引経過の開示を求める法的根拠がないこととなる。そして、預金規定等は、民法の消費寄託あるいは消費貸借に関する規定よりもはるかに詳細かつ

多様化しており、典型的な消費寄託のみでは捉えられなくなっている⁴⁾。そのため、最近では、各種預金に関する普通取引約款の発達が著しく、多くの場合、当該約款の規定により処理され、その足りないところは、民法の寄託や消費貸借あるいは委任に関する規定の類推適用により補充することになるとの学説も主張されている⁵⁾。したがって、今日、学説は、預金契約を単純な消費寄託契約であると解していない。そして、本件最高裁判決においても、預金契約に基づいて金融機関の処理すべき事務には、預金の返還だけでなく、振込入金受入れ、各種料金の自動支払、利息の入金、定期預金の自動継続等、委任事務ないし準委任事務の性質を有するものも多く含まれていると判示した。

2) 預金に関する取引経過の開示義務について

前述したように、判例は、第一に、開示義務はないとする立場にあるもの（東京地判平成14年8月30日、東京高判平成14年12月4日⁶⁾）があり、その根拠とするところは、預金契約は消費寄託契約であり、消費寄託契約には、預金に関する取引経過の開示義務を明示した規定は存在しない等を理由としてこれを否定する。そして、本件第1審東京地判平成18年11月17日は、平成17年決定をも引用し、開示義務を否定した。

これらに対し、第二に、開示義務があるとする立場にある判例の根拠として、

- ① 東京地判平成15年8月29日は、開示義務については、「明示の条項はないものの、預金契約の内容に照らし、預金契約に当然付随する契約上の義務である」とする。
- ② 大阪高判平成15年9月8日は、「銀行と預金者との間の普通預金取引を分析すれば、…消費寄託契約に基づく預入れ及び払戻しと一体となった（準）委任契約に基づく性質を有しており、…民法645条に基づく報告義務がある。…金融機関は、預金契約に付随する義務として、…その取引全体について開示すべき義務がある」とする。
- ③ 東京高判平成19年8月29日（本件原審）は、預金契約に付随する義務であり、これは信義則上認められるとする。

したがって、開示義務を肯定する判例上の根拠としては、①当然付随する契約上の義務とするもの、②預金契約に付随する義務とするもの、この②においては、a) 準消費寄託契約に（準）委任契約の報告義務が適用されるとするもの、および、b) 信義則上認められるとするものがある。

一方、学説において開示義務が存するとする肯定説の理論的根拠としては、

- a. 預金契約を消費寄託契約としながら、委任契約的な側面をも考慮し、消費寄託上の受寄者の義務として、委任における報告義務を定めた民法645条を適用するもの⁷⁾。
- b. 信義則（民法1条2項）上の義務とするもの⁸⁾。
- c. 預金契約に付随する義務とするもの⁹⁾。
- d. 銀行法12条の2第1項が規定する「預金者等に対する情報の提供等」¹⁰⁾¹¹⁾、等が主張されている。

学説は、預金契約の法的性質については、一般に、消費寄託契約のみではなく、委任の要素

を考慮し、開示義務の根拠を説くものが多く主張されている¹²⁾。

このような状況において、本件最高裁判決は、基本的に、上記 a. 説を採用することを明らかにした。すなわち、預金契約は、消費寄託契約の性質を有する。しかし、委任事務等の性質を有する内容も多く含まれており、委任契約や準委任契約には、民法 645 条、656 条に基づき、金融機関は、預金契約上預金者に対して報告義務を負う。したがって、金融機関は、預金口座の取引経過について開示すべき義務を負うとしたのである。ただし、本件判決は、委任・準委任契約に関する一般論の中で民法 645 条等を引用したにすぎず、預金契約との関係では、民法 645 条を適用したのか、類推適用したのか不明であり、今後の検討課題であるとされる¹³⁾。

この点、本件原審判決は、預金契約に付随する義務として、信義則上、開示義務が認められるべきであるとする。しかし、信義則は、一般条項であるため、意味が不明確であり、適用にあたっては慎重であらねばならないのであり、民法 645 条が開示義務の根拠となり得るのであれば、同条の解釈の範囲内において考えればよいとされ、信義則を積極的に根拠とすることについては、消極的な見解がある¹⁴⁾。

(2) 預金者の共同相続人の一人が、被相続人の預金につき取引経過の開示請求権を有するか否かについて

判例は、第一に、開示請求は認められないとするもの（東京地判平成 14 年 8 月 30 日、東京高判平成 14 年 12 月 4 日）がある。その根拠とするところは、預金契約当事者としての地位は、一個の預金契約ごとに一個であり、可分なものとすることはできない。したがって、共同相続人の一人であるからといって、遺産分割が行われていない段階では、単独で、銀行に対して開示を請求することはできないとする。

これに対して、開示請求を認める立場にある判例の根拠として、

- ① 東京地判平成 15 年 8 月 29 日は、各相続人は、当該相続分の限度において預金債権を包括承継し、被相続人の有していた契約上の地位を一般的に承継したというべきであるから、各共同相続人は、単独で開示を請求できるとする。
- ② 東京高判平成 14 年 12 月 4 日（本件原審）は、預金債権のような金銭債権は、可分債権であるので、各共同相続人が相続分に応じて、分割承継し、相続開始後は単独の預金者として金融機関に取引経過の開示を請求できるとする。

学説においては、

- a. 共同相続により預金債権を分割承継し、単独の預金者となった各相続人は、自己の預金に関する取引履歴につき、被相続人名義の預金について取引経過開示請求権を有するとするもの¹⁵⁾、
- b. 預金債権の帰属とはとは別に、預金契約上の地位が共同相続人全員の準共有となっている状態を観念し、取引経過に関する開示請求権は、保存行為として単独行使できるとするもの¹⁶⁾、などがある。

このような状況において、本件判決は、預金者の相続開始により、預金契約における預金者の

地位は、各共同相続人が準共有（民法 264 条）することとなり、取引経過の開示請求は、その預金者としての地位を変更したり（同法 251 条）、利用改良する管理行為（同法 252 条本文）ではなく、単に現状を維持するための保存行為に過ぎないから、権利の濫用に当たり許されない場合を除き、各準共有者である共同相続人は、取引経過の開示請求を単独で行使することができる（同法 252 条ただし書き）とした。このことにより、最高裁は、過去の判例理論によらず、前記学説 b. を基本的に採用したものと見える。

(3) 本件判決の意義と今後の課題

1) 本件判決の意義

本件判決は、預金者の共同相続人の一人が被相続人名義の預金口座について、その取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができるとして、下級審判決の分かれていた部分につき、一定の判断を示した判決である。このことにより、金融機関としては、共同相続人の一人が単独で開示を請求してきた場合には、開示の相手方が共同相続人とどまる限り、プライバシーを侵害したり、金融機関の守秘義務に反する問題とはならないとしているので、その請求に応じなければならないこととなった。

この点、実務家からは、預金者の相続人による開示請求が増加し、事務量が增大するが、取引経過の開示に応じることが金融機関の義務となったことで、相続紛争に巻き込まれるリスクが低下することにもつながるともされる¹⁷⁾。

2) 今後の課題

① 開示請求が認められる資格

本件判決は、相続によって生じた預金者の地位を準共有を根拠として、共同相続人の一人による開示請求権を肯定している。したがって、遺言等により特定の者が預金の相続人と指定され、開示請求者の預金でもなく、かつ、遺留分減殺請求権をも有さない場合には、金融機関としては、開示義務を負わないと解すべきである¹⁸⁾。

② 開示請求と権利の濫用との関係

本件判決により、共同相続人の一人から、金融機関の業務を混乱させたり、不必要な開示などを請求する場合も想定されうる¹⁹⁾。この点につき、本件判決は、開示請求の態様、開示を求める対象ないし範囲などによっては、預金口座の取引経過の開示請求が権利の濫用に当たり許されない場合がある、として開示請求につき一定の歯止めをかけた²⁰⁾。しかし、具体例が例示されておらず、今後、個別具体的な場面が検討されることとなろう²¹⁾。

注

- 1) 尾崎達夫=伊藤浩一=金子稔「相続預金の取引経過明細の開示請求に対する実務対応」金融法務事情 1774号(金融財政事情研究会、平成18年)28頁
- 2) 幾代通=広中俊雄編『新版 注釈民法(16)』(有斐閣、平成元年)395頁[打田峻一=中馬義直]、西原寛一『金融法』法律学全集53(有斐閣、昭和43年)79頁、小橋一郎「預金契約の成立」加藤一郎=林良平=河本一郎編『銀行取引講座〈上〉』(金融財政事情研究会、昭和51年)110頁参照
- 3) 打田=中馬・前掲註2)369頁、我妻榮『債権各論 中巻二』民法講義V₃(岩波書店、昭和37年)726頁~729頁
- 4) 関沢正彦「預金取引経過開示請求についての最高裁判決」金融法務事情1865号(金融財政事情研究会、平成21年)10頁~11頁
- 5) 打田=中馬・前掲註2)369頁、近江幸治『民法講義V契約法【第3版】』(成文堂、平成18年)273頁
- 6) ただし、この判決では、預金契約関係は、委任または準委任類似の契約関係を含む場合もあると見る余地も皆無ではなく、個々の事案の具体的な取引ないし契約内容により預金契約の法的性質が全て純然と消費寄託契約にとどまるということについては、全く疑義が残らない場合ばかりではないとも指摘しており、注意を要する。
- 7) 浅生重樹「預金者の取引経過開示請求権の有無」金融法務事情1700号(金融財政事情研究会、平成16年)79頁、吉野内謙志「取引開示義務をめぐる裁判例と問題点」判例タイムズ1248号(判例タイムズ社、平成19年)51頁
- 8) 野村豊弘「預金取引の取引経過の開示請求」金融法務事情1746号(金融財政事情研究会、平成17年)14頁
- 9) 尾崎他・前掲註1)29頁
- 10) 銀行法12条の2第1項は、「銀行は、預金又は定期積金等の受入れに関し、預金者等の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、預金等に係る契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。」と規定する。
- 11) 浅生・前掲註7)81頁は、d. は開示義務を求める根拠とはいえないとされる。
- 12) 浅生・前掲註7)80頁、吉田光碩「預金者に対する金融機関の預金口座取引経過の開示義務の有無と共同相続人の一人による右開示請求権単独行使の可否」私法判例理マックス40(日本評論社、平成22年)36頁、水野貴浩「預金者の共同相続人の一人による預金口座の取引経過の開示請求の可否」判例タイムズ1298号(判例タイムズ社、平成21年)82頁
- 13) 清水恵介「預金者の共同相続人の一人による預金口座取引経過の開示請求の可否(積極)」金融・商事判例1311号(経済法令研究会、平成21年)196頁
- 14) 吉野内・前掲註7)51頁
- 15) 吉野内・前掲註7)・52頁、吉田・前掲註12)37頁
- 16) 浅生・前掲註7)83頁~84頁、伊藤進「預金者の共同相続人の一人からの銀行に対する預金取引履歴の開示請求」判例評論547号(判例時報社、平成16年)20頁
- 17) 吉岡毅「預金者の共同相続人は、金融機関に対して、他の相続人の同意なしに預金口座の取引経過開示の請求ができる」銀行法務21・700号(経済法令研究会、平成21年)25頁、加来輝正「金融機関における相続実務上の課題」銀行法務21・713号(経済法令研究会、平成22年)30頁

数野 昌三：金融機関の預金者に対する預金口座の取引経過開示義務の有無および共同相続人の一人による当該開示請求の可否

- 18) 関沢・前掲註4) 16頁、吉岡伸一「共同相続人の1人からの預金取引経過開示請求について」銀行法務 21・708号（経済法令研究会、平成21年）36頁、遠藤曜子「1 金融機関は、預金契約に基づき、預金者の求めに応じて預金口座の取引経過を開示すべき義務を負う 2 預金者の共同相続人の一人は、他の共同相続人全員の同意がなくても、共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づき、被相続人名義の預金口座の取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができる」金融・商事判例 1321号（経済法令研究会、平成21年）24頁
- 19) 法務BLOG「相続人の取引明細開示」金融法務事情 1859号（金融財政事情研究会、平成21年）64頁
- 20) 関沢・前掲註4) 17頁
- 21) なお、今後における他の課題として、開示内容の範囲、開示請求に応じるべき預金の対象、開示請求の時間的限界、開示請求における費用問題などについて指摘されている。